

事務連絡
平成25年4月8日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

地方厚生局等からの診療報酬返還等に関する情報提供
における地方厚生局等への要請等について

標記については、平成25年4月8日付け基労補発0408第1号「地方厚生局等から提供された診療報酬返還等に関する情報の労災診療費審査業務への活用等における留意事項について」の記の1に示されていますが、その円滑な実施に向け具体的な取扱いは下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いします。

記

1 地方厚生局等への要請等

(1) 地方厚生(支)局との調整の実施

診療報酬返還等に関する情報提供については、地方厚生(支)局又は都府県事務所(以下「地方厚生局等」という。)と都道府県労働局との間で行われこととなるが、情報提供を労災保険指定医療機関等に限定する等、地方厚生(支)局が管内の都府県事務所の取り扱いを統一することもあることから、次表の労働局においては、対応する地方厚生(支)局に出向き、基本的な取り扱いを調整、確認すること。

なお、次表に掲げる労働局以外の労働局においては、下記(2)の当該調整結果の連絡があるまで、情報提供に係る都府県事務所との調整を行わないこと(北海道労働局においては、北海道厚生局の管轄に他県の事務所がないことから、この限りではない)。

① 対象労働局

労働局名	厚生（支）局名
宮城労働局	東北厚生局 医療課 Tel022-206-5216 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階
埼玉労働局	関東信越厚生局 医療課 Tel048-740-0815 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
愛知労働局	東海北陸厚生局 医療課 Tel052-979-7382 名古屋市東区白壁3-12-13 中産連ビル新館 4階
大阪労働局	近畿厚生局 医療課 Tel06-6942-2414 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階
広島労働局	中国四国厚生局 医療課 Tel082-223-8225 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階
香川労働局	四国厚生支局 医療課 Tel087-851-9502 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4階
福岡労働局	九州厚生局 医療課 Tel092-707-1123 福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4階

(注) 情報提供の要請については、地方厚生(支)局の医療課が連絡先であること。

② 調整、確認の時期

平成25年4月中旬まで

③ 調整、確認すべき事項

次の事項について、地方厚生(支)局管内の都府県事務所の取り扱いが統一的なものとなるか等について調整、確認すること。

ア 情報提供の範囲

イ 情報提供の時期

ウ 情報提供に係る留意事項等

(2) 地方厚生(支)局との調整結果の連絡

地方厚生(支)局と基本的な取り扱いを確認した労働局は、その結果を別紙1に記載して、当該地方厚生(支)局が管轄する都府県事務所の所在地を管轄する労働局及び当課あて連絡すること。

なお、地方厚生(支)局が管轄する都府県事務所については、別紙2のとおりなので、労働局への連絡に漏れ等がないよう留意すること。

(3) 都府県事務所との調整の実施

対象労働局以外の労働局においては、上記(2)の連絡内容を踏まえ、都府県事務所(地方厚生(支)局の所在する道府県にあつては地方厚生(支)局医療課又は指導監査課)と具体的な情報提供の取り扱いについて調整すること。

(4) 指導結果等情報の入手

地方厚生局等からの診療報酬返還等に関する情報提供については、平成25年4月1日以降に指導結果通知等が発出されるものから適宜提供を受けられることとなるが、地方厚生局等と十分に調整を行い、可能な場合には、それ以前の分についても指導結果等情報の提供を受けられるようにすること。

なお、一度に大量の指導結果通知等の情報提供を求めない等、地方厚生局等における業務処理に十分に配慮し調整に当たること。

2 労働局から提供する情報

診療報酬返還等に関する情報提供にあたり、「指定医療機関等のリスト」を労働局から地方厚生局等に提供することとして、その様式を示しているところである。

当該リストについては、情報提供の開始にあたり当課において作成したものを各労働局に送付するので、その内容を確認のうえ地方厚生局等に提供すること。

また、情報提供の開始以降における指定医療機関等のリストの提供に当たっては、上記の当課から送付するリストに各労働局において所要の加除修正を行い地方厚生局等に提供すること。

なお、地方厚生局等から、地方厚生局等が指導等を行った保険医療機関等に係る労災保険指定の状況等について照会され、または地方厚生局等において指定している保険医療機関等のリストが提供され、当該リストに労災保険指定の状況を記載の上回答することを求められることも想定されるので、それら照会等があった際には、適切に対応すること。

診療報酬返還等に関する情報提供に係る基本的事項について

労働局名：

厚生（支）局名：

<p>1 情報提供の範囲</p> <p><input type="checkbox"/> 指導結果等情報について</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> すべての事務所において統一的な取り扱いとする<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 労災保険の指定機関のみの情報を提供<input type="checkbox"/> 指導等を行った機関すべての情報を提供<input type="checkbox"/> 一部の事務所についてについて統一的な取り扱いとする<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 労災保険の指定機関のみの情報を提供<input type="checkbox"/> 指導等を行った機関すべての情報を提供 <p>コメント：</p> <p><input type="checkbox"/> 都府県事務所ごとの対応とする</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 施設基準情報について</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> すべての事務所において統一的な取り扱いとする<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 労災保険の指定機関のみの情報を提供<input type="checkbox"/> 指導等を行った機関すべての情報を提供<input type="checkbox"/> 一部の事務所についてについて統一的な取り扱いとする<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 労災保険の指定機関のみの情報を提供<input type="checkbox"/> 指導等を行った機関すべての情報を提供 <p>コメント：</p> <p><input type="checkbox"/> 都府県事務所ごとの対応とする</p>
<p>2 情報提供の時期</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> すべての事務所において統一的な取り扱いとする<input type="checkbox"/> 一部の事務所についてについて統一的な取り扱いとする<input type="checkbox"/> 都府県事務所ごとの対応とする
<p>3 情報提供に係る留意事項等</p>

(注) 必要に応じ適宜用紙を追加すること。

地方厚生(支)局都道府県事務所等の所在地

地方厚生(支)局名	事務所等の名称(注)	所在地	電話番号	該当労働局
北海道厚生局	医療課	〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西2丁目15番1号 野村不動産札幌ビル2階	011-796-5105	北海道労働局
東北厚生局	青森事務所	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階	017-724-9200	青森労働局
	岩手事務所	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階	019-907-9070	岩手労働局
	指導監査課(宮城)	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	022-206-5217	宮城労働局
	秋田事務所	〒010-0921 秋田県秋田市大町3-4-1 マニユライフプレイス秋田2階	018-800-7080	秋田労働局
	山形事務所	〒990-0039 山形県山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階	023-609-0140	山形労働局
関東信越厚生局	福島事務所	〒960-8021 福島県福島市霞町1-46福島合同庁舎4階	024-503-5030	福島労働局
	茨城事務所	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階	029-277-1316	茨城労働局
	栃木事務所	〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-341-2009	栃木労働局
	群馬事務所	〒371-0024 群馬県前橋市表町2丁目2-6 前橋第一生命ビルディング7階	027-896-0488	群馬労働局
	指導監査課(埼玉)	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目1-1 朝日生命浦和ビル8階	048-612-7508	埼玉労働局
	千葉事務所	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3丁目3-8 日本生命千葉中央ビル7階	043-379-2716	千葉労働局
	東京事務所	〒163-1111 東京都新宿区西新宿6丁目22-1 新宿スクエアタワー11階	03-6692-5126	東京労働局
	神奈川事務所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6 住友生命横浜関内ビル6階	045-270-2053	神奈川労働局
	新潟事務所	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2丁目3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階	025-364-1847	新潟労働局
	山梨事務所	〒400-0858 山梨県甲府市相生1丁目4-23 日本興亜鮎川ビル5階	055-206-0569	山梨労働局
東海北陸厚生局	長野事務所	〒380-0836 長野県長野市大字南長野南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル9階	026-474-1002	長野労働局
	富山事務所	〒930-0004 富山市桜橋通り6-11 富山フコク生命第2ビル 4階	076-439-6570	富山労働局
	石川事務所	〒920-0906 金沢市十間町5 あいおいニッセイ同和損保金沢ビル 6階	076-210-5140	石川労働局
	岐阜事務所	〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 4階	058-249-1822	岐阜労働局
	静岡事務所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎 3階	054-355-2015	静岡労働局
	指導監査課(愛知)	〒461-0011 名古屋市中区白壁3-12-13 中産連ビル新館 4階	052-979-7380	愛知労働局
	三重事務所	〒514-0004 津市栄町1-840 大同生命瀧澤ビル 5階	059-213-3533	三重労働局
	福井事務所	〒910-0005 福井市 大手2-7-15 明治安田生命 福井ビル2階	0776-25-5373	福井労働局
	滋賀事務所	〒520-0056 大津市 末広町1-1 日本生命 大津ビル4階	077-526-8114	滋賀労働局
近畿厚生局	京都事務所	〒604-8153 京都市 中京区烏丸通四條上ル笋町691 りそな 京都ビル5階	075-256-8681	京都労働局
	指導監査課(大阪)	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階	06-4791-7316	大阪労働局
	兵庫事務所	〒650-0023 神戸市 中央区栄町通 1-2-7 大同生命神戸ビル8階	078-325-8925	兵庫労働局
	奈良事務所	〒630-8115 奈良市 大宮町 1-1-15 ニッセイ 奈良駅前ビル2階	0742-25-5520	奈良労働局
	和歌山事務所	〒640-8153 和歌山市 三木町 台所町7 三井住友海上和歌山ビル 4F	073-421-8311	和歌山労働局
	中国四国厚生局	鳥取事務所	〒680-0842 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	0857-30-0860
島根事務所		〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6階	0852-61-0108	島根労働局
岡山事務所		〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階	086-239-1275	岡山労働局
指導監査課(広島)		〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館2階	082-223-8209	広島労働局
山口事務所		〒753-0814 山口県山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル5階	083-902-3171	山口労働局
四国厚生支局	徳島事務所	〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル5階	088-602-1386	徳島労働局
	指導監査課(香川)	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎4階	087-851-9593	香川労働局
	愛媛事務所	〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-21 朝日生命松山南堀端ビル7階	089-986-3156	愛媛労働局
	高知事務所	〒780-0870 高知県高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル9階	088-826-3116	高知労働局
九州厚生局	指導監査課(福岡)	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F	092-707-1125	福岡労働局
	佐賀事務所	〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎7F	0952-20-1610	佐賀労働局
	長崎事務所	〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル12F	095-801-4201	長崎労働局
	熊本事務所	〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル4F	096-284-8001	熊本労働局
	大分事務所	〒870-0045 大分市城崎町1-3-31 富士火災大分ビル2階	097-535-8061	大分労働局
	宮崎事務所	〒880-0001 宮崎市橋通西1-2-17 宮崎橋通りビル6F	0985-72-8880	宮崎労働局
	鹿児島事務所	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル4F	099-201-5801	鹿児島労働局
沖縄事務所	〒900-0015 那覇市久茂地1-2-3 パレットパーキングビル4F	098-951-3030	沖縄労働局	

(注1) 医療課及び指導監査課については、地方厚生(支)局本局内の組織である。

(注2) 情報提供の開始に当たり地方厚生(支)局へ要請を行う際には、医療課が連絡先となることに留意すること。